



新ひだか町

議会だより

平成27年7月
第35号



「静内駅前モニュメント花壇整備連絡会ほか2団体による花壇整備」

今月号の主な内容

- 第3回定例会
 - 総合市民センター損害賠償請求事件の和解賛成多数で可決
- 第2回臨時会
- 一般質問
～議員12人、27項目～
- 北海道町村議会議員研修会
(7月7日～8日)

編集 新ひだか町議会広報特別委員会
発行 新ひだか町議会

〒056-8650 北海道日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号
TEL 0146-43-2111 FAX 0146-43-3900

E-mail gikai@shinhidaka.hokkai.jp
新ひだか町ホームページ <http://shinhidaka.hokkai.jp/>

総合町民センター 損害賠償請求事件の和解

賛成多数で可決

解体工事が始まった福祉センター（右は三石庁舎）

第3回定例会

定例会は、6月23日招集され、4日間、26日まで
の会期で開催。

町長の行政報告、報告1件（承認）、議案3件
（可決）を審議後、一般質問（12名、27件）を行い、
議案11件を可決。

その後、農業委員会委員の推薦（4名）、議案2
件が議員提案され審議された。
定例会閉会后、全員協議会を開催。

議案第4号（可決） 損害賠償請求事件 の和解について

総合町民センター設計提
案選定設計競技（コンペ）
において、不実の内容の概
算工事費を提示したこと
に対する、損害賠償請求事
件について、相手方が全
面的に応じることから和
解する。相手方（株）創
建社 賠償金 470万円

総合町民センター設計提
案選定設計競技（コンペ）
において、相手方が提示し
た概算工事費が不実の
内容であることが原因
であると考えられること
から、町は

相手方に対し、損害賠償を
求めたもの。

事件の概要

昨年5月13日に契約を締
結した総合町民センター新
築工事実施設計業務におい
て、予定工事費を大幅に超
過する積算額となったこと
により、町の予算の想定を
超えるものとなった。

これは、平成26年2月19
日に実施した新ひだか町総
合町民センター設計提案選
定競技（コンペ）において、
相手方が提示した概算工事
費が不実の内容であること
が原因であると考えられる
ことから、相手方に対し、

損害賠償を求めたもの。
この議案に対し反対者、
賛成者の討論があった。

賛成討論（畑端憲行議員）

新ひだか町総合町民セン
ターの建設は、地区全体の
コミュニティ機能を担って
いる旧福祉センターが、老
朽化はもとより、質的にも
十分な施設とは言えず、地
域住民の教育、生活文化な
どの生涯学習や交流の拠点
として、建て替えによる施
設整備が求められてきた。

建て替えにあたり、機能
をどこまで持たせた施設と
するか、町民の要望に
得る施設整備の基本的考
え方や、具体的な内容を定
めた基本構想・計画を策定
することとし、建設庁内検
討会議、さらには、町民で
構成する建設検討委員会で
議論を重ねてきた。

そして、基本構想・計画
の原案となる提言書を平成
25年3月に受け、建設検
討委員会がこれまでの経過
や、町民ニーズ、将来人口
などを勘案して、取りまと
めた提言内容を尊重しなが
ら建

設、基本構想を策定し、芸術文化活動や学習活動、地域活動などいろいろな日常的な活動を行う上で、町民誰もが利用しやすく、そして、利用されるワンストックサービスに努めた複数の公共サービス機能の一体化を図った施設整備を進めてきている。

今回の損害賠償請求は法律の専門家である弁護士の見解を基に、請求、和解をしようとするもので、町民に對しても、一定の理解が得られるものと考えられる。また、和解せず、訴訟とすることが考えられますが、訴訟をすることで、現在の実施設計の成果品は使用できなくなることから、設計の段階からやり直すこととなり、完成までに2年から3年の遅れがでると想定される。

事業費についても、東京オリンピック、被災地の復興事業の影響により、今後建設単価は上昇するものと予想される。

さらに、平成29年4月には、消費税の増税が決定さ

れておりますので、これらのことを考えると、和解をせず、訴訟をすることにメリットは多くないものと考えられる。

また、総合町民センターの建設の予算執行に反対者もいたが、平成27年度予算の審議において、可決されている事項でもありますので、早期に建設着手できるように、事業を進めるべきだと考える。



山側から望む福祉センター

反対討論（福島尚人議員）

総合町民センターの建設に反対するものではないが、町が創健社を相手として、損害賠償金470万円の支払いで和解しようとするのは、町の損害額を基準とするものではなく、相手方に支払う設計委託料のうち一部を基準とする事は、法律

上の根拠、合理性を著しく損なうものであり町民の理解を得るものではありません。

また、早期着工を急ぐための本件の和解は、創健社の前代見聞のコンペ、及び実施設計の不適切な積算を結果的に認めるものであり賛同することはできません。

反対者（川合 清議員）

新ひだか町総合町民センター建設にかかわって、コンペから実施設計完了まで多くの疑問が町民から出されている。それを受けて、議案審議の質疑の段階からも多くの疑問が寄せられたにもかかわらず、町民が理解できるように答弁には到底及ばないと考える。早期に建設を実現させたいという願いから、それらの疑惑を曖昧にしたまま町と創健社の手打ちの場に議会も加わるということについては、到底、私は賛成するわけにいかない。また、創健社との和解案については、これはいつでもできることであり、町民の疑惑を解明した

新ひだか町総合町民センター事務調査特別委員会の設置に関する決議

提案理由 新ひだか町総合町民センター建設について、3月定例議会、6月定例議会で一般質問、予算委員会質疑等で取り上げられ、また、所管の文教厚生常任委員会、総務常任委員会での審議を続けてきたが、依然として町民が納得できる理事者側の答弁はない。

よって、議会が一連の新ひだか町総合町民センターの事務を検査し、全容を明らかにするために特別委員会の設置を求めるものである。

提出者 川合 清

提案説明の後、起立採決が行われ賛成7名、反対12名（志田、渡辺、川端、木内、北道、田畑、畑端、建部、池田、日向寺、城地、築紫の各議員）により否決。

報告事項

●線越明許費線越計算書について

●地域情報基盤整備事業 1億7777万7千円

●地方創生事業

●地域消費喚起・生活支援事業 9017万9千円

●公園整備事業 8023万円

この議案に対し、賠償額の算定根拠等への質問があったが、採決は起立採決となり、賛成12名、反対7名（進藤、白尾、福島、阿部、下川、谷、川合の各議員）により可決。

6000万円

●街路整備事業

1億4914万円
いずれも平成26年度補正
予算として措置され、翌年
度に繰越していたもの。

要。

町内の14箇所にステーションを整備しようとするもの。

議決された議案

工事の請負に係る委託契約の締結について（議案第1号）

小学校用パーソナルコンピュータ等その1 106台

新ひだか町観光・防災Wi-Fiステーション整備事業等業務委託契約については、契約金額5千万円を超えるため議会の議決が必

財産の取得について（議案第3号）
小学校用パーソナルコンピュータ等その2 126台

台



設置拠点一覧

①	新ひだか町役場 静内庁舎	⑧	柏台会館
②	観光情報センター「ぼっぼ」	⑨	シャクシャイン記念館・真歌公園
③	競走馬のふるさと日高案内所	⑩	東静内小学校
④	健康生活部分室	⑪	新ひだか町役場 三石庁舎
⑤	高静小学校	⑫	三石中学校
⑥	山手公園	⑬	港町生活改善センター
⑦	清水丘生活センター	⑭	道の駅 みついし

議案5号から第11号

各会計補正予算であり、別記に掲載。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（議案第12号）

平成27年度より5年間で整備される施設は、次のとおり。

●道路

豊畑6号線、豊畑南線、豊畑本線、豊畑13号線、豊畑西線、西端平岩線、西端3号線

●経営近代化施設

豊畑3期地区戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業

●飲用水供給施設

三石第2簡易水道施設整備事業

新ひだか町過疎地域自立促進市町村計画の変更について（議案第13号）

過疎地域自立促進特別措置法に基づき、市町村計画を変更。

●過疎地域自立促進特別事業に省エネルギー推進事業（LED照明器具等購入補助金）を加え、屋内運動

場に学校施設改修事業（非構造部材耐震改修）を加えた。

町道の路線認定について（議案第14号）

道路用地として寄付行為があり、路線認可。

●神森35号線

静内神森40番地6地先、静内神森49番地先61・1m

新ひだか町農業委員会委員の推薦について

次の4名を推薦することについて承認。

- 山口 隆弘（68歳）
- 松本 俊博（59歳）
- 中道 雅則（64歳）
- 渡辺 隆（58歳）

補正予算

議案5号から11号までは、

一般会計補正予算・事業会計補正予算のため、事業会計ごとに主なものを掲載。

一般会計補正予算概要

●人事異動に伴う人件費が主である。（全会計の正職

員、臨時職員・パート職員 含め865名）
総額 1億4910万円を
追加し、歳入歳出予算総額
は159億9919万4千
円。

●臨時福祉給付金支給事業

4643万9千円増

●子育て世帯臨時特例給付金支給事業

1038万7千円増

●ピユア管理経費（施設改修工事）

4154万8千円増

●静内体育館管理経費（修繕料）

769万円増

国民健康保険特別会計補正予算

収納率向上特別対策（人件費） 61万円増

簡易水道事業特別会計補正予算

人件費 59万4千円増
簡易水道施設管理経費（修繕料） 700万円

下水道事業特別会計補正予算

人件費等664万2千円減

介護サービス事業特別会計
人件費等 886万9千円
減

水道事業会計補正予算

収益的収入及び支出
111万8千円減（人件費等）

資本的収入予備支出
81万円減（人件費等）

病院院事業会計補正予算

収益的収入及び支出
3087万3千円減（人件費等）

資本的支出及び収入
920万2千円増（医療機器購入等）

新ひだか町民投票条例の制定について（議会案第2号）

提案理由 町民投票条例は地方自治法の本旨に基づいて、地方自治体の重要な問題について、町民による直接投票を行うことを定める条例である。
合併前の旧三石及び旧静

内においても同様の町民投票条例が平成17年1月に制定されたが、平成18年3月31日の合併時に継承されなかったことにより消滅していた。

平成25年1月に新ひだか町まちづくり自治基本条例が制定され、その第1条は町民を主役とする協働のまちづくりを進めることを目的としていること、及び第17条で町民投票に関する条例制定規定の実効性を担保するものとして、町民投票条例を制定しようとするものである。

提案者 福嶋 尚人

この議員提案議案は、総務常任委員会（委員長池田一也）に付託され、調査検討される。

意見書採択（全件可決）

○農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書

○認知症への取り組みの充実強化に関する意見書

○義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」

の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算

編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

○道教委「新たな高校養育

に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書

○地方財政の充実・強化を求める意見書

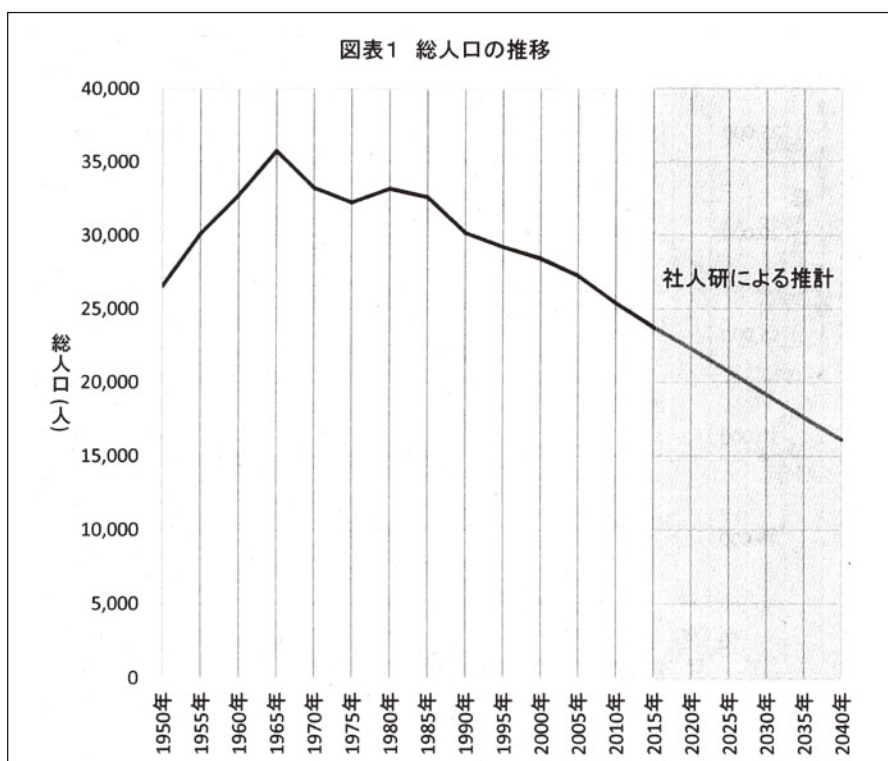
○安全保障関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書

○マイナンバー制度の慎重な運営と完全なセキュリティシステムの構築されるまで情報拡大を行わないことを求める意見書

全員協議会開催（定例会終了後）

総務課企画部地方創生推進室より資料に基づき説明があり、今後議論されることとなる。

- 地方創生の取組について
- 新ひだか町 人口ビジョン（現状分析編）について
- 地方版総合戦略のイメージについて
- 新ひだか町 地方版総合戦略骨子（案）について



※2010年までの総人口は国勢調査より作成、2015年以降は社人研推計値より作成

第2回臨時会

5月22日開催

議会臨時会には、報告案件2件、議案4件が提案され、それぞれ承認、可決した。
行政報告・報告事項・議案の内容は、次のとおり。

行政報告

低気圧による被害状況について

3月10日～11日の暴風雪の被害状況（5月11日確定）は次のとおり。

●農業被害（静内ハウス団地等17件）

2317万1千円

●商工被害（二十間道路桜並木倒木等2件）

90万8千円

●社会福祉施設等被害（山手体育館敷地内倒木1件）

29万8千円

4月1日付人事異動について

JR日高線の早期全線復旧に関する緊急要望活動

本年1月から運休状態である日高線について、日高町村会及び日高総合開発期成会構成町長と共に、4月1日道内選出国会議員、国土交通省へ早期全線復旧に向けた取り組みを加速させるため、緊急要望活動を実施。

平成26年度における新ひだか町ふるさと応援寄付の実績
指定使途件数12事業、寄付件数92件、寄付総額1510万円。

指名停止について

業者名 (株) 創建社
資格種別 建築設計

停止期間 平成27年4月14日～同年4月27日

停止理由 町発注の総合市民センター新築工事実施設

計業務委託を受注していたが完了検査で、成果品の精度不良及び未提出図書があり不合格となった。

その後、同月30日の再検査で合格となった。履行期限から26日間の履行遅滞を生じさせたため。

工事に係る入札等

●山手公園改修工事その6（公園造成）

●山手公園改修工事その7（公園植樹）

●三石地区検査期間満了量水器取替修繕工事

●静内地区検査期間満了量水器取替修繕工事1工区

●静内地区検査期間満了量水器取替修繕工事2工区

●静内地区検査期間満了量水器取替修繕工事3工区

●静内地区検査期間満了量水器取替修繕工事3工区

水器取替修繕工事4工区

委託業務に係る入札

●草刈業務委託その1（PG外）

●草刈業務委託その4（静内川右岸緑地公園外）

●草刈業務委託その5（都市公園）

●静内農屋地区ほか新植事業業務委託

●二十間道路桜並木草刈等業務委託

●三石地区第2簡易水道実施設計業務委託

●都市計画用途地域見直し等図書作成業務委託及び都市計画マスタープラン見直し策定業務委託

報告事項

●新ひだか町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分（概要）平成27年度から実施するとして原動機付自動車に係る軽自動車税の税率引き上げは1年延長され28年度からの実施。

●損害賠償請求事件の和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分（概要）静内高砂町1丁目に設置した選挙用ポスター掲示場の一部が強風により吹き飛び付近の車両ボンネットを損傷。

議決された議案

一般会計補正予算（議案第1号）

3月の低気圧による暴風雪により被害を受けた、静内ハウス団地電気設備移設工事等で1150万円を補正。

新ひだか町税条例等の一部を改正する条例制定（議案第2号）

減免に係る申請期限の見直し
対象税目 個人町民税、法人町民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税等

新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について（議案第3号）

新ひだか町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定（議案第4号）



山手公園（文化センター跡）

一般質問

～ 質問者12名、27項目 ～



Q 学力向上の取り組みは

A 3年後をめどに全道平均レベルに上げたい



公明党クラブ
池田一也 議員

問 教職員の学力向上意識は高まっているか、授業改善の考えはあるか
答（教育長）教職員の学力向上の意識は、着実に高まっている。

授業改善のため、法令や学習指導要領に基づき教科書を適切かつ効果的に使用する。学習の目当てなどを授業の初めに明示し、子供達が目的意識をしっかりと持つ。自分で考える時間を保証し、自らの力で課題を解決し、授業の終わりには振り返る場を持つ。どの子ども学習に集中できるように、教室の学習環境を整備する。学習規律やノート指導を徹底する。これらを重点に取り組んでいく。学年ごとに課題と思わ

れる領域分野の洗い出し、補充的学習の手立ての構築、個々の課題を把握し補充学習をする、と各学校に指示した。

教育委員会としては、学力テストで、およそ3年後をめどに、なんとか全道平均レベルに町内児童生徒の平均正答率を上げてまいりたい。

各学校に学力向上担当教諭を決め、町の学力向上推進会議で様々な向上策を講じてまいりたい。

その責任の大部分を担う学校が、最大限の努力し、教職員が自らの責任を自覚し、専門的な指導力を高め、子供達が意欲的に学力を高める授業をしなくてはならない。

同時に保護者や地域住民が共有し一丸となつて力を尽くしていく必要がある。教育委員会を含め何をなすべきかを考え実行することが重要だと考える。

Q 道路の舗装補修と町道と道道の交換について

A 補助事業で道路を改修補修、町道と道道交換は条件整理中



清流会
北道健一 議員

問 三石蓬栄から東蓬栄までの、本町本桐線の舗装が非常に傷んでいる。事故が起きる可能性があり危険だ。補修舗装では冬期間凍結が影響して間に合わない、全面舗装の計画はあるか。

答（建設課長） 国道から蓬栄新橋までは、社会資本整備総合交付金事業で全面的改良舗装工事を計画している。交付金配分額の減少により整備計画が遅れているため、危険箇所を早期発見に努め補修により対応する。

問 交付金事業で改修出来ない区間の舗装補修方法は。

答（建設課長） 交付金事業で改修が出来ない箇所は町単独事業として起債等有利な財源を活用した

部分補修を実施する。

問 三石地区内の町道と道道の交換の見通しについて道に對する要請と、協議等の経過は。

答（建設課長） 町道と道の交換は、本桐下美野和線、蓬栄本桐線、富沢蓬栄線、豊岡西端線の4路線については国道235号線の迂回路として平成21年度に道道昇格路線として採択（承認）されている。交換路線の道道昇格への引継ぎとして、道路台帳図、未処理用地の処理、境界石標の埋設、道路区域の決定等の交換条件が示され、道と協議して必要な手続きを進めている。

問 交換に関する現在の進行状況は。

答（建設課長） 平成24年度から25年度に用地測量、石標埋設を実施、併せて町道交換用地内の占用物件の調査を行い、現在は関係者に占用物件の移設、撤去または道路占用手続きの説明・交渉を行っている。

Q 「住まい」の定住促進施策について

A 大きな課題として取り組む



日本共産党町議団
谷 園子 議員

問 少子高齢化の進む町では、高齢者や障害者、若者や子育て世代など誰もが安心して暮らし続けられる「住まい」が求められている。民間住宅の家賃補助は、いつ実施されるのか。町場で、借り上げ公住を進められないか。三石の空いている町営住宅を、農協や農業後継者担い手協議会等の占有にして、若者の移住定住に活用できないか。

答（建設課長） 家賃補助については、対象世帯の線引き、財源の確保を検討していく。借り上げ公住については、人口減少傾向を踏まえ、公営住宅を増やすことは困難としている。また、占有権の譲渡については、耐用年

数を経過しないと国に補助金の一部返還を求められる為、その点を十分に考慮して対応していく。

答（町長） 住まいは、人の生活にとって大きな目標である。住宅政策は庁内で精力的に取り組んでまいりたい。

問 空家の利活用として、「空家バンク」に取り組むのか。リフォームの補助制度は、どうなるのか。また、定住コーデイネーターを配置してはどうか。

答（生活環境課長） 空家バンクの整備を実施し、融資や補助についても、イターン、Uターン等の上乗せを含めて検討を始めている。

答（商工労働観光課長） 定住コーデイネーター配置は、暮らしをサポートしていく体制を含めて十分検討したいと考えている。

（その他の質問）
・マイナンバー制度について

Q 改称された支所の地域振興課の内容は

A 総務企画を含めた税務・建設・商工観光を統括的に



旭ヶ丘公園

問 機構改革により、この4月より支所の「総務企画課」の業務を「地域振興課」に改称したが、その業務内容が町民によく知らされていない。また、上下水道課の本庁機能も静内庁舎に移動したこともあり、住民サービスの観点からどのような形で町民のみなさんに周知されているのか。

答（総務課長）ワンストップ型の組織体制の構築を図るため、これまでの総務企画課と税務・建設・商工観光の3課の支所機能を1つの課に集約したもので、来庁される町民の利便性の向上を図っていく。上下水道課は、課長の勤務地の異動のみで職員の体制には大きな変更はなく行政サービスが低下することはない。

答（総務企画部長）行政組織の改編内容について広報等で周知することについて検討したい。

問 三石旭ヶ丘公園の整備について、昨年の9月議会で計画的な整備改修と管理体制の検討をする答弁をいただいたが、現在の状況を伺いたい。

答（商工労働観光課長）庁内連携不足から維持管理が遅れたが、次年度に向けて業者への管理委託も含めて管理体制の見直しを検討したい。

答（農政課長）国において地域農業の将来を担う



凌雲クラブ
畑端憲行 議員

Q 耕作農家の現状と課題は

A 農業の将来を担う担い手へ農地の集積・集約が必要

答（農政課長）国において地域農業の将来を担う

問 農地集積事業を農地中間管理機構が昨年より実施しているが、それに対して調査を行っているのか。

問 転作作物は主に飼料作物と思うがその利用状況は。

答（農政課長）当町における水田作付面積は、26年度実績で転作対象水田面積の12%程度となっている。転作作物は、牧草等の飼料作物で、転作作物全体の92%占めている。これらの飼料作物については、牛や馬など家畜の粗飼料として利用している。

問 農地集積事業を農地中間管理機構が昨年より実施しているが、それに対して調査を行っているのか。



みらいクラブ
築紫文一 議員

担い手の農地利用が、今後10年間で全農地の8割となる農業構造を実現すべく目標を掲げて、農地の効率的な利用を進め集積・集約化を図っていくことが必要となっている。昨年度から、関係法令に基づき都道府県単位で農地中間管理機構という組織で農地中間管理事業を実施している。当町の調査の結果規模拡大したい農家15・3%現状維持62・8%縮小や離農21・9%となっている。

問 担い手の認定農業者等を増やしていくことを町の基幹産業である農業を活性化させ、所得を安定させる制度として力を入れ進めるべきと思うが。

答（農政課長）当町における認定農業者は平成26年度末で371名で26年度において新たに認定された方は11名となっている。認定新規就農者として5組が認定されている。

問 認定新規就農者として5組が認定されている。

答（農政課長）国において地域農業の将来を担う

Q 生活困窮者自立支援制度の周知は

A 町広報等で浸透を図る



公明党クラブ
建部和代 議員

問 生活困窮者自立支援の具体的な制度は。
答 (福祉課長) 事業主体は日高振興局で、生活保護に至る前に各種事業を実施し、生活困窮者に対する自立の支援をする。本年4月1日「生活困窮者自立支援制度」が施行となり、自立の促進を図る事を目的とし、生活や仕事での困りごと相談に応じる。日高振興局の委託により当町地区担当、「相談支援センターこみっと」が担っている。
問 町民への周知は。
答 (福祉課長) 「相談支援センターこみっと」は、リーフを配布しているが、町としても今後、内容を含め広報等で詳細

な説明を行い制度の浸透を図る。
問 空き家等の把握に関するデータベースの整備は具体的にどのように進めているのか。
答 (生活環境課長) 水道課で保有する水道の開栓、閉栓のデータ約3,300件と、消防で保有している査察の約600件、税務課の課税のデータを照らしあわせて、データベース化を進めている。
問 現在把握している特定空き家の実態と対応は。
答 (生活環境課長) 特定空き家の実態は12軒、今後は、施行された法律に基づき、助言・指導、さらに勧告や命令等の措置を実施する。
問 空き家対策での組織体制は。
答 (町長) 課題も多くあるが、総合的な住宅政策に取り組み、検討チームを設け、指摘等を踏まえて対応したい。

Q ピュア再開の進捗状況について

A 二業者（エイチ・エフ企画、パシフィック観光）と協議を進めていきたい



町民連合
進藤 猛 議員

問 多くの住民からピュア再開の時期について問い合わせがあるが、進捗状況について問う。
答 (商工労働観光課長) ピュア一階正面入口より右側の入居を計画されている(株)エイチ・エフ企画については昨年11月の事業計画書提出以降逐次協議を重ね、造作物撤去に係る現地確認を実施するなど費用負担に係る内容等を精査して協議を進めている。その間、店舗のレイアウト等の変更を経て、4月に最終的な店舗図面案が提出され、協議を進め最終的な貸付面積に基づいて町としての貸付料等の算定基準の考え方など検討し入居にあたっての施設改修経費の負担について、町として

の考え方を示して、事業者側に確認・検討をお願いしている。もう一社の一階フロント部分で食料品店舗等の計画をしている(株)パシフィック観光との協議は2月に正式な事業企画書の提出を受け、4月にピュアの貸付に関する町の基本的な方針と家賃等の算出方法について説明の場を設けて協議をしている。事業者側より当初申し出があった貸付希望期間5年を10年間に延長したい旨の申し出もあるが、同社との協議については、改修工事の内容確認、それに伴う経費負担など、検討事項もある。事業企画書と町の貸付に関する基本方針に基づき、引き続き協議をしている状況だ。食料品店舗を望む意見が多いことのほか、買い物弱者や高齢者に主眼を置きつつ、若者も入り易い店づくりを望む意見もある。

Q イランカラプテ推進条例制定について

A まずは関係団体からご意見をいただいてから



下川孝志 議員

問 1946年アイヌ協会設立の地、シャクシャイン法要祭の地であり条例を制定して新ひだか町からこの啓発運動を推進してはどうか。

答（住民福祉部長） 北海道という大きな視点からの取り組みであり、まずは関係団体からご意見をいただき検討する必要がある。

問 シャクシャイン像は町の財産であり建て替えが必要な時期では。

答（住民福祉部長） アイヌ協会からも意見を聞きながら検討してまいります。

問 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるには医療・介護連携だけでなく、それに伴うインフラ整備が必要。

答（健康推進課長） 必要

性は認識しており、複数課にまたがる事案もあり情報の共有化と連携を意識し、プロジェクト等を組織して検討していかなければならぬと考えている。

問 空き家の再利用を町や民間事業者が取り組むようにすべきと思うが。

答（建設課長） 公営住宅としての買い上げ利用は難しいが民間活用の方角で検討すべきと考えている。

問 家族ケアポイント制の導入に取り組むべき。

答（健康推進課長） 実践にあたっては事業者の方々のご理解とご協力が不可欠であり、制度の導入については地域ケア会議を通じてできるだけ早い時期に提案させていただく予定である。

問 職員の人事において、病院事務長、公民館館長、静寿園園長等は専門性が必要であり長期的な職務能力が必要と思うが。

答（総務課長） 職階についても適材適所となる配置をしている。

Q 総合町民センター建設に伴う契約解除は

A 契約解除はできない



町民連合
白尾卓人 議員

問 地域交通網見直しについて6月に一定程度の方向性が示されると前回定例会で答弁があったがその後どうなったのか。

答（企画課長） 抜本的な見直しを含め、現在調整中であり一定の時期になったら報告する。

問 受益者負担を含めた交通網の見直しという考え方でいいのか。

答（企画課長） 受益者負担やコミュニティバスの運行路線等含め利用者本位の立場で検討している。

問 J R日高線不通に伴い地元高校（静内・静内農業）受験者減少が懸念され強いのは問口の減少が危惧されるが教育長の見解を求める。

答（教育長） 教育委員会も同じ考えで危機感を持つている。各関連機関と協力して日高線早期復旧を求めていく。

問 三石地区に建設予定の総合町民センター（仮）における創建社との契約については信義則の原則から無効・解除できるのではないか。

答（支所長） 契約時から創建社との実施設計業務を含めた問題については謝罪する。一方で今回の問題では創建社に対してペナルティー（和解金）を課すことよって契約の解除等は考えていない。

問 センター建設費の超過は社会通念上許される金額ではない、町民の血税から捻出するという観点から見直すべきと考えるが。

答（町長） 創建社との契約に関する経緯等議会や常任委員会に報告が遅れたことは謝罪したい。しかし和解することは一区切りとし、早期建設を目指すことで了承していただきたい。

Q 三石地区の約24億円の総合町民センターの建設は

A 私の政治的信念に基づく判断である



清創会
福嶋尚人 議員

問 総合町民センターの建設費が約5億円増加することになれば町の建設予算への影響及び町民の負担としてはねかえってくるのではないか。

答（町長）多額の合併特例債を使えば将来の私達の子孫の負担となるが、今回は合併特例債を発行して建設をする判断をした。

問 町長は4月のコラム欄で旧三石町の3億1千万円をもとに建設をしたと書いていますが、合併後は財政がきびしいということでは町の貯金である財政調整基金を使い、職員給料カット、各団体の補助金のカットなどをして旧三石町の基金を残し

たことを説明しないのは、片手落ちではないか。

答（町長）町長コラム欄は紙面が限られているので、なるべく簡略に書いた。紙面があればそういうことも書いた。総合町民センターは三石地区のシンボリックな心のよりどころとして必要なものと考えている。

問 3月の定例議会では、創建社は19億円の本体工事費設計をしたと町は説明していたが、5月の委員会では約22億円を超えることがわかった。

なぜ、3月議会で19億円と説明したのか。

答（副町長）創建社が精査をしていない金額と説明したので、工事が動く可能性もあり全部を議会に話すと議会の混乱を招くのではないかと、全部を議会に報告しなければならぬということには違和感がある。

Q 安心・安全の町づくり

A 透析施設は、遅くとも平成32年度までにはオープン可能



清創会
阿部公一 議員

問 循環器センター構想（人工透析）の現状と診療開始時期の見通しは。

答（静内病院事務長）高度な循環器医療や血液透析治療については、日高中部地域で完結させるべく「循環器センター」の整備に向け取り組んでいる。場所の選定、規模や内容、診療種別、導入機材、医療スタッフ、設備投資額、収益性とも比較検討している。本工事、機材導入、一日でも早い事業開始に向け努力している。

答（町長）今任期中で道筋をレールに乗せ、任期終了後数年（1年か2年）を事業開始の目途としている。

問 当町の防災無線はア

ナログ方式であり、デジタル化を求められているが、いつ頃までに、どのような方法で更新するのか。

答（総務課長）現在の防災行政無線は、システム整備後約20年を経過し、設備の老朽化も目立っている。平成19年の電波法の基準改正でデジタル方式への早期移行が求められており、数年前から導入に向け検討しているが、多額の経費を要することもあり、他に防災無線に代わる有効な情報伝達手段についても調査・研究を行ってきたが有効な方法を得られていない。Wi-Fiステーションの設備利用も検討している。7年後には既存の防災無線は使用できなくなるため、設備の更新を早急に検討する。

（その他の質問）
・将来の財政健全化への方策は。

Q 金に糸目をつけぬ事業では

A 資材等の高騰も考慮している



日本共産党町議団
川合 清 議員

問 本体工事費の概算工事費が11月にでて、新年度予算に反映されるはずだった。ところが間に合わなくて、12月末になって22億円と提示されたが、ひと月も経たないで18億円となる。こんなことで信用できるのか。

また、スタートの新ひだか町総合市民センター建設検討委員会からの提言では、3200㎡〜3800㎡だったものが、コンペでは約4000㎡に、実施設計では4200㎡となり金に糸目をつけぬやり方ではないか。

答 (総務企画部長) どの段階でどういう協議をしたかの資料もなく、金に糸目をつけないということとは私の記憶にもない。

問 さらに実施設計業務委託契約に特記仕様書がついている。特記仕様書では付帯の外構工事費も含めて、予定工事を15億円としている。これなのに「2週間の指名停止」と「470万円の損害賠償」で終わりという問題なのか。

しかも、委託期間を1カ月近くも遅れて完了、こんなことをいまままで町の建設行政は許してきたのか。合併前の両町時代を含めて、こうした前例はあったのか。

答 (支所長) 旧町時代も含めて今までそういう前例はない。

問 また、今後において工事の請負契約、業務委託契約もこのようにしていくのか。

答 (町長) 15億円ということ縛りをつけているが、資材の高騰を考慮して、ある程度認められるものもあるのかなと考える。

議員研修

「地方創生」に関わる議会の役割についての講演と コミュニティバス事業・生ごみバイオガス化事業を視察!



平成27年北海道町村議会議員研修会が7月7日開催され、全道から144町村が参加し、当町からは19名の議員が参加しました。8日には当別町の地域交通と恵庭市の生ごみバイオガス化事業を視察しました。

1日目は中央大学名誉教授の今村都南雄氏が『地方議会を取り巻く最近の動向』と題し、地方分権の移り変わりや『地方創生』に関わる議会の役割について講演しました。地方分権改革から20年経ち、本来全体の奉仕者であるべき自治体の原点が失われ、官から民への安上がり行政推進の結果、公共サービスの質が問

われているとし、また議会基本条例を最初に制定した栗山町議会を例にとり、地方の首長の力が圧倒的に大きい下で「執行権の侵害」を恐れるのではなく、「これは否決させてもらう」とすることも議会の権能を強化するために必要だとしました。さらに、『地方創生』の前提として、人口減少時代に入るが、高度成長期の枠組みから離れ新たな視座で状況を見れば、「日本社会が真の豊かさを実現していくことに向けての大きな道標である」との見方を紹介し、地方議会は、地方版総合戦略の策定においても行政と車の両輪となって



議会のうごき

◎総務常任委員会

5月15日
6月12日
7月2日

◎文教厚生常任委員会

5月15日
18日
6月3日
15日

◎経済常任委員会

4月30日
5月19日
6月16日
7月17日

◎議会運営委員会

4月21日
5月20日
6月19日
24日

◎議会広報特別委員会

6月26日、7月3日、13日、16日

- 5月14日 日高中部消防組合議会臨時会
日高中部広域連合議会臨時会
日高中部衛生施設組合議会臨時会
- 5月22日 第2回臨時会
- 6月12日 日高中部消防組合議会定例会
日高中部広域連合議会臨時会
- 6月23日～26日 第3回定例会
- 6月26日 全員協議会
- 7月3日～4日 姉妹都市親善交流 徳島県美馬市制10周年記念式典（議長出席）
- 7月7日～8日 北海道町村議会議員研修会
- 7月9日～10日 洲本市議会会派来町
- 7月14日～15日 友好市町親善交流 岩手県葛巻町60周年記念式典（議長出席）
- 7月16日 日高地区軽種馬議連総会
- 7月21日 新任議員研修会



当別町 行政視察のようす

十分な審議を行い、中央主導・行政主導ではなく、住民主導の個性的で総合的な分権システムを構築していくべきだとしました。

次にテレビ朝日コメンテ

ーター河村晃司氏が「これからの政局・政治動向」と題し講演。安保法制の審議は成立ありきで進められているが、政治家は言葉が命であり言葉が信用されなければダメだとし、外交におけるダイナミックな交渉力を指摘しました。

二日目は、当別町（石狩管内）のコミュニティバス事業（民間を含めた複数事業者が運行しているバスを統合して運行・燃料の一部は廃天ぷら油を活用したバイオ燃料）と恵庭市の全国初！生ごみの分別収集によるバイオガス化事業の施設



恵庭市 生ごみ処理施設

を見学し研修を終えました。どちらの自治体も町民や市民と行政が知恵をしぼり、協力している姿が印象的でした。

日高地区 軽種馬議連総会

平成27年7月16日（木）
新ひだか町役場静内庁舎にて開催。

平成26年度事業報告・収支決算報告についてを承認、平成27年度事業計画（案）・収支予算（案）についてを可決し、役員の改選が行われた。

改選された役員は、次のとおり。

- 会長 高村 洋子氏（様似町）
- 副会長 柳北 守隆氏（日高町）

編集後記

今年も早いもので田畑は緑のジュータンで浜はコンブ漁の時期を迎えて活気にあふれています。わが町は一次産業を基幹産業とするので豊作・豊漁を願ってやみません。屋久島町口永良部島の噴火により避難生活を過ごしておられる皆様には一日も早く帰ることができますようお願い申し上げます。

そして、噴火した後、町へふるさと納税が急増していると報道され、被災支援寄付が増加し、心が温まります。

6月定例町議会で12名の議員が町の行政全般にわたり、執行者に対し事務の状況、将来の方針等について所信を質し報告を求めた。

議会だよりは、議会活動を掲載しています。ご意見ご感想を寄せてください。（文・築紫文二）

- 副会長 川合 清氏（新ひだか町）
- 事務局長 竹中 進一氏（新冠町）